

至誠館大学教員選考規程の運用に関する内規

(研究業績)

第1条 研究業績については、それぞれ次の基準によるものとする。

(1) 研究業績を定量的に評価するため、量化点数制を採用する。量化点数は、表1に定める研究業績の量化基準表を参照して計算する。

(2) 研究業績の基本は論文、著書、学会報告及びその他とし、基準について教授は量化点数10.0点以上(単著か共著は問わない)、准教授は5.0点以上(単著か共著は問わない)、専任講師は3.0点以上(単著か共著は問わない)、助教は2.0点以上をもって、適格者とする。

再任用教員の採用の場合は、原則として上記各職位の半分以上の点数(研究紀要等の活字業績を有すること)且つこれまでの社会的業績をもって、適格者とする。

(3) 量化点数の算定基準については、表1を適用する

表1 研究業績の量化基準表

論 文	量 化 点 数 (各編について)
① 学会誌等専門雑誌に掲載された論文 (日本語)	
1) 原著・研究報告 ……………	1.5 点
2 総説 ……………	1.5 点
3 資料論文 ……………	1.0 点
4 事例研究 ……………	0.8 点
	*外国語で書いた論文は0.5点加算する
② 修士論文、博士中間論文 ……………	1.0 点
③ 博士論文 ……………	3.0 点
④ 研究紀要 (大学を含む)	
1) 論文 ……………	0.8 点
2) 研究ノート ……………	0.6 点
3) 報告 ……………	0.4 点
	*外国語で書いた論文は0.3点加算する
著 書	量 化 点 数 (各編について)
① 研究書 ……………	5.0～15.0 点
② 一般書 …………… (専門領域に密接な関連を持つ著書)	2.0～5.0 点
③ 訳 書 ……………	1.0～5.0 点
学会及び科学研究費報告	量 化 点 数 (各編について)
学会報告、それに準ずる研究会での発表及び	

科学研究費報告 ……………	0.1～1.0点
そ の 他	量 化 点 数 (各編について)
教科書 ……………	1.0～2.0点
調査資料、事(辞)典項目執筆、書評、エッセイ、商業誌紙論稿 ……………	0.1～1.0点
特許(意匠)の取得、社会的評価の高い作品の実績 ……………	1.0～2.0点
共著共訳については、人数、内容など実状に応じて評価する。	

(芸術・体育等、量化点数制になじまない研究業績)

第2条 芸術・体育等については、前項1とは別に、次の基準によることもできるものとする。

- (1) 芸術・体育等の分野にあつては、公演・展覧・競技・コンペその他の権威ある社会的企画で発表された芸術的又は体育的実技、及び制作技術において、技術優秀の証明あるものをもって、研究業績とみなすことができる。
- (2) 前項1の(1)による判断が困難な場合には、その学術技能に秀で、教育上の経験並びに指導能力が十分と認められるものをもって、研究業績とみなすことができる。

(事務手続)

第3条 事務手続きについては、次のとおりとする。

- ① 学長は、教員の増員及び欠員補充に関する資料作成を至誠館大学事務局長に指示する。
- ② 理事長は、教員採用候補者の選考について学長に諮問する。
- ③ 学長は、教員採用のため人事委員会を設置、委員を選出する。
- ④ 人事委員会は、採用候補者を公募し選考結果を大学運営会議に報告する。
- ⑤ 人事委員会は、採用候補者を公募し選考結果を教授会に報告する。
- ⑥ 学長は、教員選考結果を理事長に答申する。
- ⑦ 学長の答申に基づき、理事長が採用を決定する。

附則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

制定 令和2年2月17日(制定)

改正 令和6年4月1日(第1回改正)